

葉山小学校

学校安全計画

葉山町立葉山小学校安全計画

【1】葉山小学校安全の定義

- ①学校安全の領域は、「生活安全」「交通安全」「災害安全」などあるが、今まで想定されなかった新たな危機事象の出現などにも柔軟に対応し、学校保健や児童生徒指導など関連領域と連携して取り組んでいく。
- ②学校安全の活動は、安全教育、安全管理から構成し、相互に関連付けて組織的に行っていく。
- ③学校における安全教育は、主に学習指導要領を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて実施する。
- ④学校における安全管理・組織活動は、主に学校保健安全法に基づいて実施する。

【2】葉山小学校安全計画とは

- ①葉山小学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを関連・統合し、全体的な立場から年間を見通した、安全に関する諸活動の総合的な基本計画である。
- ②葉山小学校安全計画は、全ての教職員に周知し、学校ホームページにおいても周知する。
- ③計画策定後も、毎年(或いは適宜)見直し、PDCAサイクルを確立していく。

【3】葉山小学校における安全教育

[1] 安全教育の目標

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し、進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

[2] 安全教育の各領域の内容

(1) 生活安全に関する内容

日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

- ① 学校、家庭、地域等日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 通学路の危険と安全な登下校の仕方
- ③ 事故発生時の通報と心肺蘇生法などの応急手当
- ④ 誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止
- ⑤ スマートフォンやSNSの普及に伴うインターネットの利用による犯罪被害の防止と適切な利用の仕方
- ⑥ 消防署や警察署など関係機関の働き

(2) 交通安全に関する内容様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車(自動二輪車及び原動機付自転車)等の利用ができるようにする。

- ① 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 交通機関利用時の安全な行動

- ④ 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- ⑤ 二輪車の特性の理解と安全な利用
- ⑥ 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- ⑦ 交通法規の正しい理解と遵守
- ⑧ 自転車利用時も含めた運転者の義務と責任についての理解
- ⑨ 幼児、高齢者、障害のある人、傷病者等の交通安全に対する理解と配慮
- ⑩ 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力
- ⑪ 車の自動運転化に伴う課題(運転者の責任)、運転中のスマートフォン使用の危険等の理解と安全な行動の仕方
- ⑫ 消防署や警察署など関係機関の働き

(3) 災害安全に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

- ① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ④ 風水(雪)害、落雷等の気象災害及び土砂災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- ⑥ 避難場所の役割についての理解
- ⑦ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ⑧ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ⑨ 災害時における心のケア
- ⑩ 災害弱者や海外からの来訪者に対する配慮
- ⑪ 防災情報の発信や避難体制の確保など、行政の働き
- ⑫ 消防署など関係機関の働き

[3] 安全教育の基本的な進め方

- ① 安全教育は、体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう、学校教育活動全体を通じて計画的な指導が重要であり、そのためには、学校安全計画に適切かつ確実に位置付けるなど、全教職員で理解しておく。
- ② 安全教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習、ロールプレイング等、様々な手法を適宜取り入れ、児童が安全上の課題について自ら考え、主体的な行動につながるよう工夫をする。

【4】葉山小学校における安全管理

[1] 学校における安全管理

- ①学校における安全管理は、事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童の安全の確保を図るようにすることである。
- ②安全管理は、安全教育と一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるため、学校安全計画や危機管理マニュアル作成時には十分留意し、実効的なものにしていく。

[2] 救急及び緊急連絡体制

- ①組織として機動的に対応できる救急及び緊急連絡体制を整え、迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身に付けておく。
- ②学校への不審者侵入時や登下校時・校外活動時における事故等発生時、地域・学校の実情を踏まえて起こり得る危険が発生したときなど、個別の場面を想定し、できる限り具体的に手順を定め、教職員のみならず関係者等にも共有しておく。

[3] 事後の対応

- ①危機が一旦おさまった後、速やかに児童の安否確認、必要に応じて学校での待機・保護者への引渡しを行うとともに、教育活動の再開に向けて動き出す。
- ②また、必要に応じて児童への心のケアを十分に実施する。
- ③さらに、事故等については、必要に応じて、その背景や要因について、調査・検証を行い、適切に関係者に情報を共有するとともに、再発防止につなげる。

<安否確認の留意点>

1 児童が学校内にいる場合の安否確認

- 負傷者がいるかどうか、全員を集合させる若しくは、授業等の担当者が把握して報告する。
- 休み時間や放課後などは、児童の状況把握が困難となるため、教職員はあらかじめ決められた担当場所にて負傷者の有無を確認する。
- 児童が校舎外に出て、学校周辺の店や民家、「子供110番の家」などに避難していないかを調べる。(校外活動中の場合も同様に安否確認を行い、学校に報告する。)

2 児童が登下校中や自宅にいる場合の安否確認

児童の自宅やその周辺、学校周辺の店や民家、「子供110番の家」、避難所などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べる。その際、教職員は被害(2次被害等も含め)に巻き込まれないように注意することが大切。

3 安否情報の集約

- 職員室や事務室など、各学校で情報を集約する場所、総括担当者を決め、確認を進める。(事前に負傷者名簿を備えておく。)
- 負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施や救急車の要請などの対応に移る。
- 学校の電話に問合せが殺到し、使用できなくなることに備え、連絡・通信手段の複線化を図る。

<引渡しの判断基準例>

- 通学路に被害が発生していないか。
- 地域の被害が拡大するおそれがないか。
- 下校の時間帯に危険が迫っていないか。
- 引き渡す保護者にも危険が及ばないか。

<障害のある児童が事故等発生時に陥りやすい例>

1 情報の理解や意思表示

情報の理解・判断に時間を要したり、できなかつたりすることがある。

○自分から意思を伝えることが困難なことがある。

2 危険回避行動

○危険の認知が難しい場合がある。

○臨機応変な対応が難しく、落下物等から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。

○風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。

○危険回避しようと慌てて行動することがある。

○けがなどをしても的確に訴えず、周囲が気付かないことがある。

3 非日常への適応

○経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。

○不安な気持ちが被災により増幅され、ふだん以上に感情のコントロールができなくなることがある。

【5】事故発生時における心のケア

〔1〕事故等発生時における心のケアの基本的理解

(1) 事故等発生時におけるストレス症状

① 児童のストレス症状の特徴

ストレス症状には、情緒不安定、体調不良、睡眠障害など年齢を問わず見られる症状と、年齢や発達の段階によって異なる症状が含まれる。

幼稚園から小学校低学年までは、腹痛、嘔吐、食欲不振、頭痛などの身体症状が現れやすく、それら以外にも興奮、混乱などの情緒不安定や、行動上の異変（落ち着きがなくなる、理由なくほかの児童の持ち物を隠す等）などの症状が出現しやすい。

小学校の高学年以降（中学校、高等学校を含む）になると、身体症状とともに、元気がなくなって引きこもりがちになる（うつ状態）、ささいなことでも驚く、夜間に何度も目覚めるなどの症状が目立つようになり、大人と同じような症状が現れやすくなる。

事故等発生時における児童のストレス反応は誰にでも起こり得ることであり、ストレスが強くない場合には、心身に現れる症状は悪化せず数日以内で消失することが多いが、生命に関わりかねない状況の体験や目撃、性被害などの激しいストレス（心的外傷あるいはトラウマ）にさらされた場合は、次のような疾患を発症することがある。

② 急性ストレス障害 Acute Stress Disorder (以下「ASD」という)

○再体験症状（侵入症状）

・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする。

・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）等

○陰性気分

・否定的、悲観的な感情に支配される。

○解離症状

・自分自身や周囲に現実感を得ることができない（ボーっとする、時間の流れが遅い等）。

・トラウマとなる出来事の重要な部分が思い出せない。

○回避症状

・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする。

・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる等

○過覚醒症状

・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない、集中できない、極端な警戒心をもつ、ささいなことや小さな音で驚く等このような症状がトラウマ体験後に3日から1か月持続した場合をASDと呼ぶ。

③心的外傷後ストレス障害 Post Traumatic Stress Disorder (以下「PTSD」)

事故等発生後に、ASDで見られる再体験症状(侵入症状)、回避症状、認知と気分の陰性の変化、過覚醒症状などの強いストレス症状が1か月以上持続した場合はPTSDと呼ぶ。また、これらの症状は、事故等発生から半年以上も経過してから出現する場合があることを念頭に置く必要がある。PTSDはASDと異なり、時間とともに自然治癒しないことが多い。そのため、周囲が早期に気付くことが重要となる。

ASDでもPTSDでも、幼稚園から小学校低学年までは、典型的な再体験症状や回避症状ではなく、トラウマ(心的外傷)IOとなる場面を再現するような遊びをしたり、恐怖感を訴えることなく興奮や混乱を呈したりすることがある点に注意を要する。

<学校種別等に見た対応の例>

(1) 小学生

○児童の言うことによく耳を傾ける。

○甘えたり反抗的になったりしても慌てず、長い目で落ち着きを取り戻し立ち直っていくのを見守る。また、必ず元の元気な状態に戻ることを話して、安心させる。

○遊びや身体活動の機会を与える。

○できるだけ言葉掛けし、手伝い等を通じて触れ合う機会を多くもつ。また、できるとほめて、自信をもたせる。

○例えば、震災の出来事を放映しているテレビを無理に見せるなど、児童が嫌がることは無理にさせない。

(2) 障害のある児童

○周囲の大人(教職員や親)が注意深く観察し、児童の変化を読み取り、積極的に対応する。

○個別に言葉掛けや身体接触の機会を多くもち、自分一人ではないと言って安心感を与える。

○視覚障害や聴覚障害等のある児童は、情報の不足による心理的不安があるため十分に情報を伝え、状況を把握させる。

○教職員や友達との関わりなどを多くして、心のケアを図る。

○地域社会の人たちとの関わりなどによって、ストレスを軽減する。

○個々の障害から考えられる不安の要因を取り除くことにより、情緒的な安定を図る。

○地域の行事等に参加し、人とのコミュニケーションを深める。

○本人の訴えに耳を傾け、要求を受け入れることが大切である。

【6】安全教育と安全管理における組織活動

[1] 学校における体制整備

- ① 学校安全の活動は、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員の役割を明確化し、当該教職員を中心として、全ての教職員が一体となって取り組む。
- ② 最新の情報を踏まえ、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行う。

[2] 家庭・地域・関係機関との連携

- ① 安全上の課題を学校で全てを担うことは困難であること、児童が事故等に遭遇するのは学校だけではないこと等から、家庭・地域・関係機関との連携をとる。
- ② 地域や学校の実情に応じて、様々な形での連携体制づくりやボランティア等の協力を得る工夫を凝らす。
- ③ 教育委員会等関係機関等と連携を図り、学校を支援していただくよう工夫する。

【7】具体的な各種学校生活安全計画

[1] 生活安全計画学校安全の領域を基に、以下の丸数字で示した安全計画を整備する。

- (1) 校舎内・外の安全管理→④物品施設管理一覧表
- (2) 防災に関わる安全管理→①消防計画②防災計画③避難所計画⑤消防車の呼び方
- (3) 防犯(児童の安全確保)に関わる安全管理→⑥不審者侵入時の対応マニュアル
- (4) 学校生活の安全管理→熱中症対応(マニュアル無し:職員会議で適宜提案)
→⑦学校いじめ防止基本方針
- (5) 通学の安全管理

[2] 具体的なマニュアルの実際

- | | |
|---------------|----------|
| ①消防計画 | 学校 HP 参照 |
| ②防災計画 | 学校 HP 参照 |
| ③避難所計画 | 学校 HP 参照 |
| ④防火防災管理対策 | PDF添付 |
| ⑤消防車の呼び方 | PDF添付 |
| ⑥不審者侵入対応マニュアル | PDF添付 |
| ⑦学校いじめ防止基本方針 | 学校 HP 参照 |

非常事態発生時の対応について

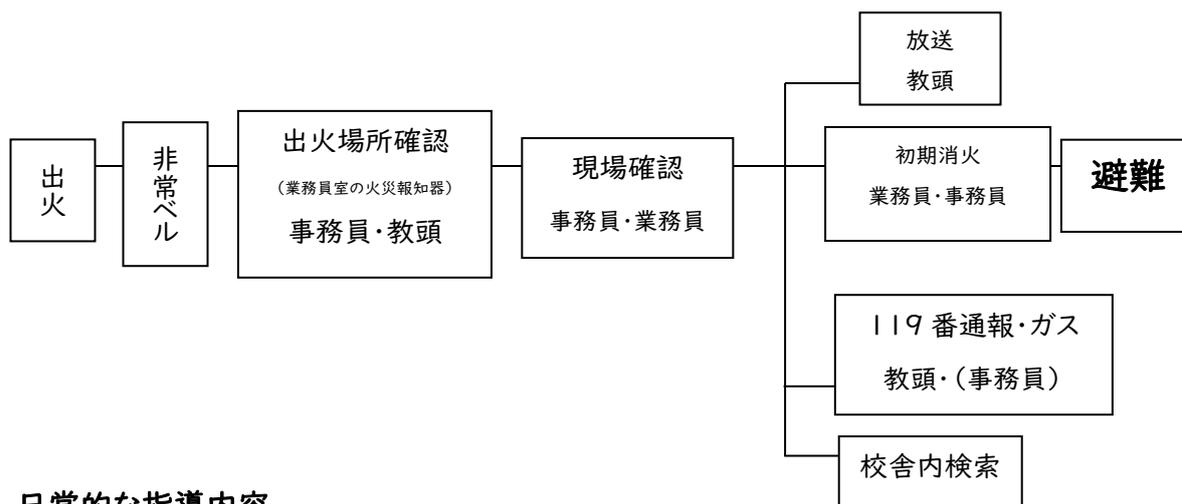
1. 教職員の基本的な行動

- 授業者は児童を引率し避難させ、児童数を確認し、本部に報告する。
- 空き時間の教員は、職員室に集合し、本部(校長)の指示により校舎内検索等を行う。
- 授業者以外の教職員は、役割分担の仕事、本部からの指示にとりかかる。
 - * 専科担当が安全な場所に避難させ、児童数確認・本部への報告は担任が行う。
 - * 検索の指示のタイミングは、出火場所確認後とする。
- 災害発生が授中以外(休み時間等)の場合は、担任は教室に戻り、近くにいる児童に適切な指示を与え、安全な場所まで避難させる。
- 避難時、担任は教室から出席簿・救急セット・ヘルメットを持ち出し避難する。

2. 避難時の役割分担

本部	校長・教頭 <u>Aグループ安全関係担当者</u>
職員動向把握・検索指示	校長・ <u>安全担当者</u>
現場確認・放送・職員動向把握・出席簿・引き渡し調査票・本部確認	校長・教頭
非常ベル・火災報知器	業務員・事務員
119番通報・ガス機器点検	教頭・(業務員)
初期消火	業務印・事務員
児童避難誘導・児童名簿持ち出し	各クラス担任 (音楽・家庭科・理科・補欠授業等は、その担当者)
校舎内点検(検索)・シャッター	本部から指示
救護	養護教諭

3. 出火から避難までの教職員の基本的対応の流れ



4. 日常的な指導内容

- ①地震が発生した時の最初の行動 ②防災頭巾の使い方(話を聞く→外す)
- ③避難のしかた ④集合のしかた ⑤ヘルプカードの使い方※ ⑥その他

※ヘルプカードについて

- ①各教室等で非常事態が発生した場合(児童のけがや体調急変、教室内破損等)、担任が児童にヘルプカードを持たせ、職員室まで知らせにくる。
- ②各教室1枚、前扉(内側)につるしておく。

5. 確認事項

- ① 移動教室の際は防災頭巾を持って移動する。(杉の子児童も)
- ② 担任は毎日、COCOOの欠席入力と共に出席簿を記入し、ヘルメット・救急セットと一緒にTV台の横にかけておく。また、専科の授業の時には児童に持たせる。
- ③ 教員は名札を付ける。

消防車の呼び方

落ち着いて！

落ち着いて！

局番なしの119番

救急ですか？
火事ですか？

火事です。

何が燃えていますか？

葉山小学校〇階〇〇室から出火です。

住所は？

葉山町堀内2050-1です。

何階建ての建物ですか？

3階です

児童・職員の数はいくつですか？

児童・職員あわせて680名です。

負傷者・逃げ遅れた人は？

いません ・ います

連絡者の名前・年齢・連絡先は？

名前・〇歳・875-0062

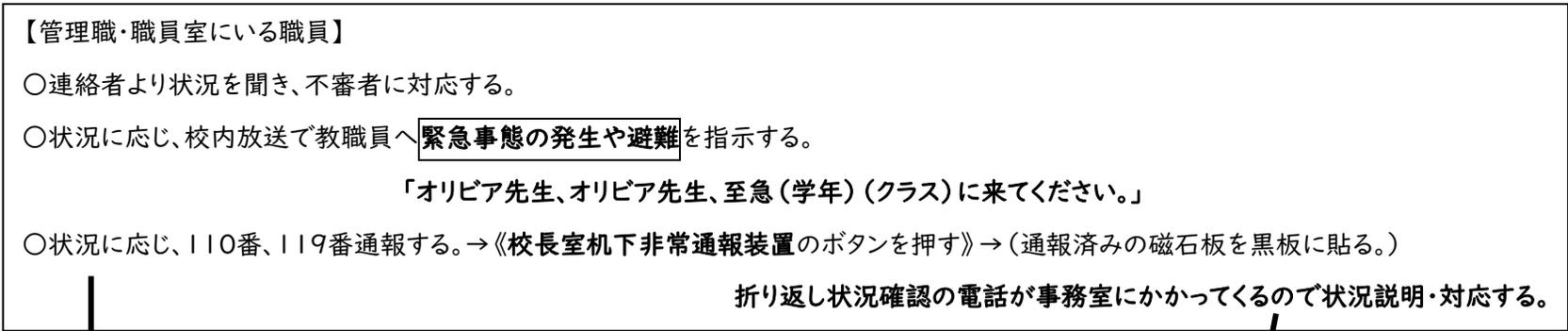
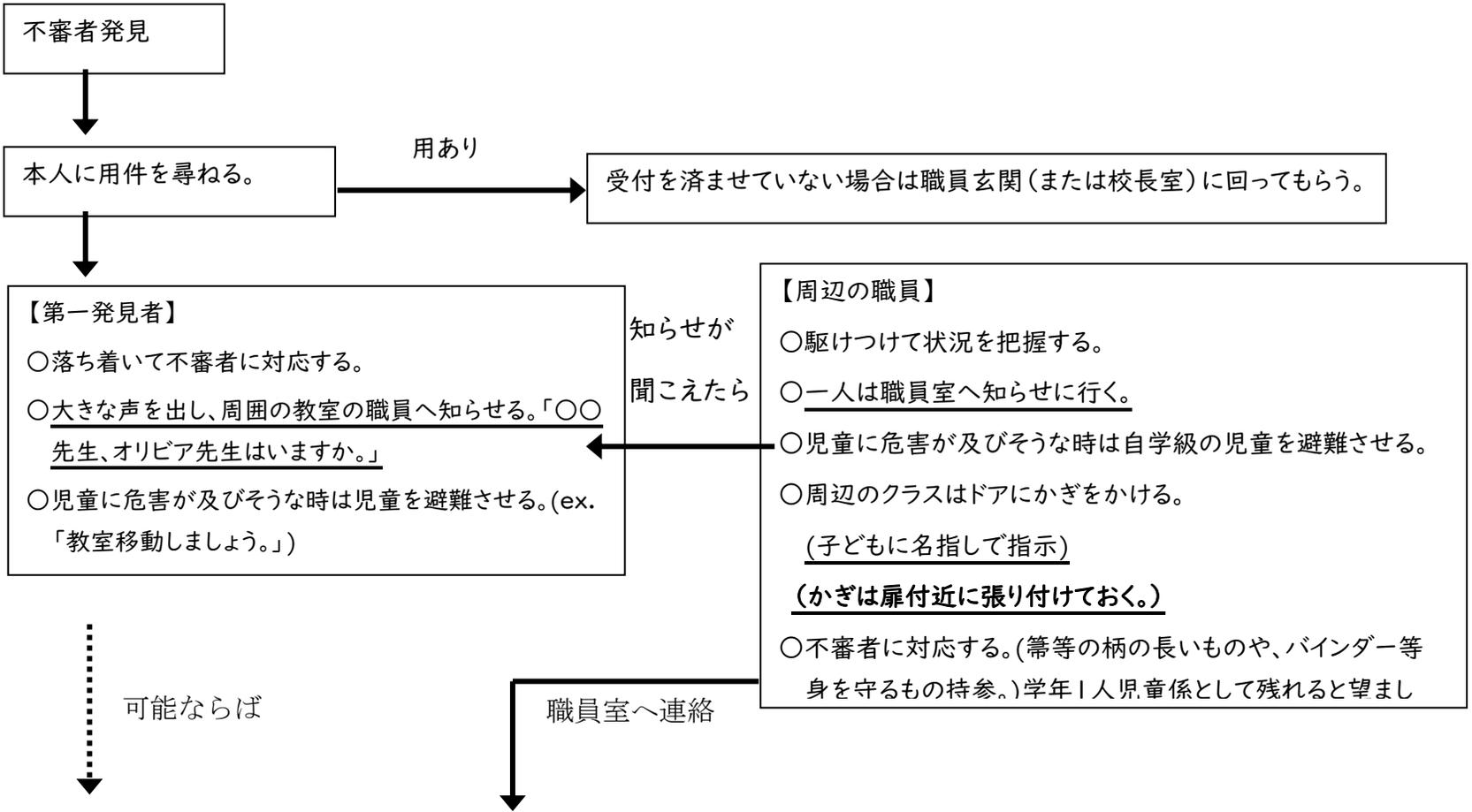
携帯からの場合は携帯番号を

その他、消火活動は何で行ったか（消火器）、火は残っているか、燃え広がる様子はあるか等を聞かれたら簡潔に報告する。

不審者侵入時の対応マニュアル

★防犯対策のため、授業中は正門および国道側の門を閉めておく。かぎはかけない(業務員)

児童用昇降口も閉める(職員・業務員)



児童への対応 (担任・学年)	負傷者への対応 (養護教諭・保健部)	保護者への対応 (管理職・安全担当者)	渉外その他への対応 (管理職)
○児童の点呼と安全確認 及び安全確保	○応急処置 ○救急車に同乗 ○医療関係での対応 ○保護者への連絡	○全保護者への連絡 (メール配信) ○児童引き取り ○PTAとの対応協議 ○保護者や地域への情報発信や 収集	○総括責任 ○報道関係対応 ○警察対応 ○電話対応 ・教育委員会等各種連絡

○心のケア	○負傷者の状況確認 ○医療関係との連携	○安全教育の強化 ○地域への協力要請 ○保護者への支援	○継続実施 ○状況の報告・説明
-------	------------------------	-----------------------------------	--------------------